

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 高橋 昌造

- 1 日時
平成 25 年 9 月 3 日（火曜日）
午前 10 時 4 分開会、午後 0 時 1 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋昌造委員長、岩崎友一副委員長、田村誠委員、大宮惇幸委員、千葉伝委員、
工藤大輔委員、郷右近浩委員、吉田敬子委員、高田一郎委員、佐々木茂光委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
引屋敷担当書記、中平担当書記、佐々木併任書記、久慈併任書記、稲荷森併任書記
- 6 説明のため出席した者
東大野農林水産部長、高橋理事、菊池副部長兼農林水産企画室長、
沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、竹田林務担当技監、
大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、鈴木競馬改革推進室長、熊谷理事心得、
藤代農林水産企画室企画課長、及川農林水産企画室管理課長、
宮野団体指導課総括課長、菊池団体指導課指導検査課長、泉流通課総括課長、
高橋農業振興課総括課長、千葉農業振興課担い手対策課長、
前田農業普及技術課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、
中南農産園芸課水田農業課長、渡辺畜産課総括課長、及川畜産課振興・衛生課長、
菊池林業振興課総括課長、阿部森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、
佐藤森林保全課総括課長、五日市水産振興課総括課長、
山口水産振興課漁業調整課長、内宮競馬改革推進室競馬改革推進監、
高橋競馬改革推進室特命参事、黒田特命参事
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 継続調査
「鳥獣被害対策について」
- 9 議事の内容
○高橋昌造委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

なお、工藤農政担当技監は、第 57 回岩手県畜産共進会に出席のため欠席となりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより鳥獣被害対策について調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○千葉農業振興課担い手対策課長 お手元の資料で、鳥獣被害対策について説明させていただきます。

まずは 1 ページをごらんください。野生鳥獣による農作物被害の現状と課題についてでございます。農作物に係る鳥獣被害のここ 5 年間の推移を左下のグラフに示してございますが、平成 23 年度までは 3 億円程度で推移をしています。そして、平成 24 年度は平成 23 年度比 179%、5 億 1,200 万円となっており、特にもシカによる被害額がその 55% を占める 2 億 8,300 万円となっております。

そのシカの生息分布につきましては、右の図のように、かつては五葉山周辺に多数生息していたものが、近年県内全域へと拡大していることがわかります。

左のグラフに戻っていただきまして、鳥獣別のグラフにおいて上から三つ目と四つ目、ちょっと小さい色でございますけれども、濃いピンクと紫で示してございます。ここ数年の間にイノシシやハクビシンといった新たな鳥獣の被害も発生し、そして増加をしております。

一方で、捕獲に携わる狩猟免許所持者の状況についてでございますが、右下の表のとおり、平成 20 年度の約 3,300 人が平成 24 年度には約 2,400 人と 900 人近くが減少するとともに、60 歳以上が占める割合が約 7 割と高齢化も着実に進行しております。

こうしたことから、右上に列記しているとおり、拡大する被害への早急な対応、そして新たな鳥獣被害への対応、捕獲や防止対策を行う人材不足への対応といった大きく三つの課題が挙げられております。

2 ページには、参考までにここ 5 年間、シカとクマの捕獲頭数を示してございますが、左側のシカの捕獲頭数のグラフのとおり、平成 23 年度以降青色で示したシカの狩猟頭数が著しく減少してございます。これは、東日本大震災津波によって被災した沿岸狩猟者の猟銃が流出したこと、それから放射性物質被害に起因した狩猟意欲の減退による捕獲頭数の減少、こういったものが影響していると聞いてございます。

このため県では、平成 24 年度に県猟友会に委託をし、赤色で示したとおり 2,200 頭余りの捕獲を実施したところであります。

一方で、農作物被害発生が増加する傾向にあったことから、その被害防止に向け緑色で示したように各市町村における有害捕獲も増加しているところでございます。

次、3ページ、4ページ、こちらのほうには主な野生鳥獣とその被害の状況について写真を添付してございます。左上は、遠野市の牧野におけるシカの群れの状況であり、相当な頭数が存在するものと推察されるものであります。また、4ページをごらんください。一関市のイノシシにつきまして、右上の写真でわかるとおり、水田において採食のための掘り起こし、蛇とかそういったものを食べるわけなのですが、そういったものを食べるための掘り起こし、あるいはヌタ場といたしまして、体のダニなどを落とすために泥浴びをすると、こういった行動も見られ、最悪の場合、水田の整地作業が必要になるといった状況も見受けられます。

次に、5ページをごらんください。国等の対応状況についてでございますが、鳥獣被害が深刻化する中、平成20年度に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる鳥獣被害特別措置法が施行され、これに基づきまして対策が講じられるようになりました。

左側、中ほどの図をごらんください。まずは、農林水産大臣は被害防止施策に係る国や地方公共団体の役割、体制整備などの基本的考え方などを示した基本指針というものを作成し、市町村はそれに即して対象鳥獣、獣種や捕獲予定数、防護柵設置などの防止施策などを記載した被害防止計画を作成いたします。これらの市町村では、計画に位置づけた鳥獣につきまして、みずから捕獲許可権限を行使することができます。また、防止計画に基づき市町村が行う施策に要する経費の市町村負担への交付税措置や補助事業による支援などが行われることとなっております。

さらに市町村は、防止計画に基づいた捕獲や追い払いなどの被害防止活動を行うために、農業者と狩猟者が一体となった、鳥獣被害対策実施隊というものを設置することができます。その隊員につきましては、狩猟税の軽減措置や技能講習免除といった措置が講じられます。なお、この隊員は非常勤の市町村職員として扱われ、その報酬や公務災害補償措置等は、各市町村の条例にて定めるということになってございます。

本県では、本年6月末時点で、右の図のとおり25市町村で被害防止計画が作成されており、うち8市町では鳥獣被害対策実施隊が設置され、活動が展開されているところでございます。

なお、これまでの国及び県の農業関係の対策事業の予算額は、当初予算ベースで左下の表のようになってございますが、平成23年度から特にも国の緊急対策枠というものが設けられまして、それに伴い対策予算が拡大しているという状況にございます。

続いて、6ページをごらんください。冒頭に説明申し上げました三つの課題解決を図っていくため、県では平成25年度からここに掲げる3本柱の取り組みを進めていくことといたしました。それぞれの具体の取り組みにつきましては、後ほど説明をさせていただきますが、まず一つ目、捕獲・被害防止対策の強化であり、①の市町村被害防止計画に基づく取組の促進と②のシカ捕獲の強化であります。二つ目は、被害防止技術の向上であり、③の新たな侵入防止柵の技術実証、④の効果的なシカ捕獲技術の実証、そして⑤のイノシシ

などの新たな有害鳥獣の対策・手法の構築と実践でございます。そして三つ目は、被害対策の担い手育成・確保でございます、⑥の被害防止対策を指導する人材の育成、⑦の地域ぐるみの被害防止対策の促進、⑧の捕獲の担い手の育成・確保でございます。

これらの取り組みにつきましては、被害防止対策を講じる立場である農林水産部と個体数管理を行う立場である環境生活部、これはいわゆるディフェンスとオフェンス、これが攻守一体となってこそ相乗効果を生むというものであることから、農作物被害の低減に向け連携して対策を強化してきたところでございます。

それでは、それぞれの具体的な取り組みについて説明申し上げます。7ページをごらんください。まずは捕獲・被害防止対策の強化についてでございますが、左側、捕獲・被害防止対策として主に四つの取り組みがございます。一つ目は、被害防止計画の策定と鳥獣被害対策実施隊の設置でございます。計画未策定及び鳥獣被害対策実施隊未設置の市町村については、早期の策定及び設置を促すというものでございます。

二つ目は、わな導入や侵入防止柵設置等の支援として、これまで継続して取り組んできた鳥獣被害防止総合対策事業といったものを引き続き実施いたすこととしてございます。

それから三つ目、一昨年設置しました県の鳥獣被害防止対策連絡会というものがございまして、こちらにおきまして市町村や関係機関との被害状況の共有及び被害防止策の検討、こういったものを行っていくこととしてございます。

四つ目は、新たな取り組みとなりますが、有害捕獲等への緊急的な支援であります。この支援につきましては、国の平成24年度補正予算にて緊急捕獲等対策として基金が造成されまして、本県では関係部局、市長会、それから町村会、全農県本部、県猟友会等が構成員となる推進協議会を設置いたしまして、約6,000万円の基金を管理するとともに、本年度から平成27年度の3カ年で緊急捕獲等計画を作成した市町村における捕獲活動に要する経費への補助、これを短期集中的に行っていくこととしてございます。今年度は、主にシカ2,200頭、ハクビシン550頭、イノシシ40頭等の捕獲が行われる予定となっております。

右側になりますが、シカの個体数管理といたしましては、一つ目として広域一斉捕獲、これはシカの高密度地域である五葉山周辺の複数市町村が連携して一斉捕獲を行うものでございます。また、二つ目は、昨年度実施したシカ捕獲を本年度も継続して行うもので、2,300頭の捕獲を予定しております。三つ目は、県内の農地周辺のパトロール活動と捕獲、四つ目は、シカの生息状況を把握するため、ふん塊——ふんの塊です、ふん塊調査によるモニタリング調査を県内全域に拡大して実施するものでございます。

これらをイメージしたものが8ページの図になります。薄い青色で着色した取り組みが新たな取り組みでございますが、農地を中心といたしまして従来のわな捕獲を行うとともに、周辺ではパトロールによる有害捕獲を実施いたします。県内全域では、左下にありますが、個体数管理のための捕獲、さらには右下にございますが、緊急捕獲等対策による有害捕獲をあわせて実施いたしまして、有害鳥獣の個体数の減少を図っていくものでござい

ます。左上には高密度地域、つまり五葉山周辺の広域一斉捕獲を行い、他地域への拡大を防止するものであります。また、右上には狩猟規制緩和について明記してございますが、これまで1人で1日1頭しか捕獲できなかったという制限を撤廃したものでございます。

9ページをごらんください。次に、被害防止技術の向上についてでございますが、こちらにつきましては、本年度から新たに取り組む事項でございます。まずは新たな侵入防止柵の技術実証として、冬期間の管理が容易で設置費用が安価とされる電気柵の実証でございます。次に、効果的なシカ捕獲技術の実証として、本県では条例により禁止されております犬猟につきまして、他県では有効な手段というふうになっているとの事例があることから、試験的に実施をしているものでございます。そして、三つ目には、新たな有害鳥獣の対策・手法の構築と実践として、電気柵とワイヤーメッシュの設置によってイノシシの侵入防止を図り誘導捕獲をするというものでございます。

参考までに、右下には電気柵によるハクビシンの侵入防止対策の実例を記載してございます。

これらのような実証結果をもとに、有効な対策については今後県内への波及を図っていききたいと考えております。

10ページをごらんください。最後に、被害防止対策の担い手の育成・確保についてでございます。一つ目は、被害防止対策を指導する人材の育成として、最近では侵入防止柵の設置に携わる指導的立場の技術者が限られているということから、市町村や共済組合などの職員を対象に設計書作成や実地技術の研修を実施いたします。二つ目として、地域ぐるみの被害防止対策の促進として、野生鳥獣の生態や捕獲技術対策などに精通し、被害防止対策の先導的役割を担う人材を育成するための研修や地域ぐるみによるイノシシ被害対策をモデル的に実施するものでございます。三つ目といたしまして、やはり被害防止のためには積極的な捕獲を行っていく必要があるということから、それに携わる担い手の育成・確保は欠かせないものでございます。県内の多くの方が受験できるような県内4カ所で狩猟免許試験及び予備講習会を実施するとともに、振興局の農林振興センターや普及センターを通じて農業者等への免許取得の働きかけを行ってございます。これまで開催した講習会では、従来の2倍の受講があったという状況でございます。

説明については以上でございますけれども、いずれこれらの取り組み強化、これは今まさに始まったばかりでございます。緊急捕獲等対策も含めた狩猟についても、ことしの秋以降に本格化することから、その成果につきましては来年度以降新たになってくるものでございます。その状況をもって評価分析を行い、有効な手段については継続的に実施しながら、また他県等の取り組み事例も参考にしながら農作物被害の低減に努めてまいりたいと考えてございます。

以上で鳥獣被害対策についての説明を終わらせていただきます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し質疑、意見等はありませんか。

○千葉伝委員 鳥獣被害は農家なり林家なり、あるいは人的被害が出ている状況なわけで、

さまざま県での取り組みについては敬意を表することでありませうけれども、いずれ全体として、例えばシカの頭数あるいはイノシシ、クマの頭数、そういったものの把握というのが大事でないかなと。こういうことでさまざま調査はしているということでありませうけれども、ただ最近、ある新聞を見たら、本県だけではなくてほかの県の例も入れた格好で、今の頭数、大体の頭数かもしれませんけれども、出ていました。実際、今の捕獲している数とか、そういうことで進めてもどんどんふえていくというふうなことに将来的になるのではないかと。だから、よほど捕獲のほうを、例えば今進めている頭数の2倍とか3倍とか、そんな頭数にしていかないと、減るということは難しい。何倍を捕獲すれば現状維持なり、減るかというのは、ちょっと今数字的には出せないですけれども、新聞でそんなことを読んだのです。したがって、今農林水産部と環境生活部のほうでタイアップしながら進めていくということですが、今々の対策は当然必要だけれども、そういったあたりの将来的な、例えば10年後とか、15年後にはこうするのだとか、そういった計画というのを今話しをされているのでしょうか。

○千葉農業振興課担い手対策課長 県では平成25年度の4月から平成28年度までの4年間、第1次鳥獣保護事業計画書というものを作成いたしました。その中で今後の保護について、あるいは鳥獣の適正な個体数についてさまざまな調査を行い、その4年間をかけて適正な保護頭数について調査を進めていくというふうなことにされたところでございます。特にツキノワグマ、それからカモシカ、そういったものにつきましては、特定保護管理計画というものが別途作成をされます。それも同じ4年間の計画でございませうが、その中で今後その生息頭数について調査をして、その適正な個体数は幾らかといったものを定めていくという計画、状況になってございませう。したがって、今現在何頭で、その状況が適正であるかどうかというものについては明確にされていないという状況でございませう。

○千葉伝委員 ありがとうございます。その4年間のその計画は計画として、ある程度承知しましたけれども、私から言わせれば、この今の現状をどうするかと、もっと大きな観点で10年後にはこのぐらいの数にするとか、そういった目標の部分の私をもっとやるべきではないかと、こういうことで今お聞きしました。

いずれ農林水産部だけでなく環境生活部との中で進めているわけなのですが、その頭数の分は、今後もう少しその目標数値なりなんなりを、現状把握をやるのがまず必要なだけだけれども、それを4年後はいいのですが、10年後あたりまでにはこうするのだと、かなり大きな観点で私は進めるべきではないかと、こういうことであります。

それから、さまざまな対策を進めていただいているのですが、実際に被害防止のための柵なり、あるいは電気なり、あるいはほかのさまざまな被害防止技術ということでやられているのですが、實際上農林水産部と環境生活部のほうの進め方が、今進めていた分では農林水産部だけでやっている中身なのか、環境生活部だけでやっているのか、タイアップしてやっているのか、そういったあたりがちょっとわからないのです。例えばことしの予算の部分が農林水産部の分で7,600万円ということなのですが、これは農業関係の予算と

ということですが、これは実際これだけで進めている話ではないと。今、環境生活部のほうではどの程度の予算で、具体的に進める農林水産部と環境生活部がしっかりと自分のところではこういうことを進めるよと、技術的な部分も含めて私は聞きたいのですけれども、大ざっぱに言って環境生活部との予算の関係と、それから取り組んでいる技術的な部分で、私のところはこういうことでしっかりとやるのだと、それから環境生活は環境生活部でやるのだといったあたり、具体的な話をお聞かせください。

○高橋農業振興課総括課長 当部と環境生活部との連携の部分、あとは環境生活部の予算の部分でございます。環境生活部では、先ほどシカの対策の中でも申し上げましたとおり、広域一斉捕獲あるいは放射能汚染に伴います委託の部分を含めて、およそ3,000万円ほどの予算が措置されてございます。そのほかにも有害鳥獣対策などで1,000万円ほどということで、いずれにしましても昨年度から予算を拡充しているところでございます。

あともう一つ、連携の取り組みでございませうけれども、実際一関において新たな鳥獣対策として実証圃を設置してございますが、その講師を呼ぶ際に環境生活部あるいは釜石のほうにおきまして猿の対策、これにつきましても環境生活部サイドから講師を呼びまして、一つは設置による防止、そしてその生理・生態についてお互いに連携して地元に入り込んで、そして取り組みを進めているところでございます。

○千葉伝委員 私だけ聞くわけにはいきませんので、あとは项目的にやっていた部分をお聞きしたいと思います。

実際に、わなとか何かを仕掛ける、それから電気柵ということで当然いろんな事業としてつくる場合には補助があると。ただ、必ずしもすぐに、市町村なりその地域がこういうものをやりたいから補助をしてくれと言っても、実際はその計画が立ったところでなければそれは対象にならないとか、そういうことですよ。そうすると、実際にこれから、県下の全ての市町村で恐らく被害はこれからのところ逆には補助がないというふうなことになっていく。であれば、もっとも早く各市町村に計画を出させる。実は、私の岩手町のほうでシカがもうかなりふえてきて、被害なり、あるいは学校の近くとかということもちらっとある、クマもあるのですが、そういったことでどうにかならないかと、こういうことで話をされた。それで私から自然保護課に聞いたら、岩手町は計画がありませんので何もできません、みたいな話をされて、もとに戻ったのですが、だったら早くやれ、これは具体例としてこういう話があります。そういうようなことを考えれば、もっとそういったPR、きちっと各市町村のところに、被害が出てからどうするこうするという感じではなくて、前もってこういうのがあるよ、それに対しては事業がある、あるいは補助金はこういうのがあるということをもっと私はPRすべきではないかと思っています。そして、全ての市町村が入られるように今後進めていただきたいと。

その場合、ちょっと聞きたいのは、わなとか何かをつくる、具体的にやることの経費がどの程度、範囲とか、長さとかいろいろあるのですが、少し何か比較できるような格好でどの程度、例えばわなを仕掛けるといったらばどの程度かかるか、もし、わかる範囲

でいいのですが、それが一つです。

それから、今狩猟の関係がどんどん減っているから、今後猟友会も通したりして、少し緩和してもっともっと猟銃許可の分をふやしていこうとか、猟友会の会員をふやしていこうとか、そんな動きがいっぱいあるのですけれども、一方県警のほうからすれば、猟銃は危険なものだからできるだけ許可はしないような雰囲気があるとか、ないとかというのを聞いています。したがって、そこは県下全体の被害なり、そういうようなことを県警とも話をきちんとやっていかないと、一方では緩和していこう、ところが、取り締まる関係のほうからは、いやいやという話ですよね。そこをもう少し県全体としての考え方を、私は整理していく必要があるのではないかと。こういうことで、それに対する何か意見があれば聞かせていただきたいと思います。

最後に、いっぱいとりますよね、二千何百頭なり、例えばシカあるいはクマをとる。これを捕獲なり、あるいは射殺なりなんなりした後、鳥獣の処理は通常どうなっているのか、教えてください。

○高橋昌造委員長 今千葉伝委員から、わかる範囲内でお答えしてほしいということですので、わかる範囲内でお答えするようにお願いします。

○千葉農業振興課担い手対策課長 四つほどお伺いがあったと思います。

まず、被害防止計画の策定についてでございますが、これは先ほど申し上げました資料の5ページの地図をごらんいただきたいのですが、県内では既に25市町村で策定をされております。ただ、やはり委員がおっしゃったとおり、岩手町につきましてはまだこれからの策定ということで、岩手町と話をしていたところ、現在策定作業中であるというふうに伺っておりますので、このまだ策定されていない八つの市町村につきましては、できるだけ早く策定するように担当者会議等を通じて指導しているところでございます。引き続きPRをしていきたいと思っております。

それから、わな等の設置経費ということでございますけれども、特に近年の事業では防止柵等の設置を主に進めてございます。ちなみに、電気柵は県で一応上限単価というものを定めてございますが、メーター当たり540円程度、それからネットの柵、電気が通じないネットの柵でございますが、こちらのほうはメーター当たり1,790円。それから、少し強固なものでフェンスですが、ワイヤーメッシュというフェンスがございます。これは、破れにくいワイヤーで支えているものでございますが、こちらのほうはメーター当たり2,500円という単価を設定して設置をしているという状況でございます。わなにつきましては、さまざまな獣種、大きさによりまして価格が異なるため、今段階では明確にはお答え申し上げられません。申しわけございません。

それから、狩猟者の関係で県警と連携をしてというお話でございますが、まず狩猟第1種免許——猟銃の狩猟免許の中に第1種というものがございます。こちらのほうは空気銃、散弾銃まで扱えるということでございますが、最近特にも狩猟講習を受講する方がふえているという状況でございます。診断書の中に精神的なものですとか、あるいは薬をやっ

いないとか、そういったものがございまして、そういったものを提出した上で、試験の申し込みをするということになってございまして、一応警察のほうから問題がなしというふうな状況に、その診断書をもって判断できるのかなど、そういった申請書類の提出が義務づけられているという状況にございまして。いかんせん狩猟者が減少している中で、やはり担い手の確保という観点からどんどんそういった方をふやしていかなければならないという課題意識を持ってございまして、安全な取り扱いを目指して、講習の中でしっかり講師の方々にもその辺を喚起していただくように申し入れをしたいと思っております。

それから、処理についてでございますけれども、県内、なかなか狩猟した場所に埋めるということができずに、昨年、猟友会のお話を伺っておりますと、2,200頭ほど捕獲したのですが、ほとんどは焼却処分をしているというふうなことを伺っております。各地域によって施設の使用状況は異なると思いますが、基本的には焼却処分ということで進めているというふうに伺っております。

○千葉伝委員 県等の防止柵とかそういったものについて、何を聞いたかというところ、やはり実施しているところの町村の状況を聞くと、やはり軽減している、減っていると。こういうことに金かけてやったけれども、効果がなかったということはない。要するに、やれば効果はあるよと、こういうことだと思います。特に農業関係の被害を防止するというのであれば、かなり被害の大きいところはそういったあたりも取り組みを強化して、ただただ被害が出た出たと、それに対して県のほうからどうしてくれるのだと、そういう話ではなくて、一方ではやはり防止するほうの部分でも進めていただくのが一つです。

それから、処理をするほうの話で、焼却ということで、昔ちょっと私もタッチしたことあるのですが、シカの食肉加工とか、これもシカ牧場をつくってやるとか、そういうようなこともやったりして、そのシカのほうの安全な管理を——安全なというのは肉の検査をしたり、それは保健所とかそういうようなところと、昔ちょっと私も検査をしたり、一緒に現地に行ったりしてシカから血液を取ったりしてやった、昔のことをちょっと今思い出しましたが、今は例えば食肉だとか何かというふうな動きはないのですか。

○千葉農業振興課担い手対策課長 実は、原発事故の影響で放射性セシウムによる規制が現在行われてございまして。クマにつきましては、平成24年9月10日付、シカについては平成24年7月26日付、ヤマドリについては平成24年10月22日付で本県の全域を対象として出荷規制がなされておるとございまして、今現在その肉について活用することについては、その規制が解除になるまでは困難であると考えてございまして。

○工藤大輔委員 今回の質問と重複するところもありますけれども、まず確認をしたいと思っております。

先ほどの質疑、答弁の中で、生息調査を実施する中で4年後という話がありましたけれども、確認として、それらがしっかり出るまでは増加頭数だとか、あるいはそういったものの完全なる把握というのはまずできないのか。あとはまた県内におけるそういう鳥獣被害となる動物、鳥類等も含めて適正数というのを環境生活部とどのような形で協議しなが

ら、被害の軽減に向けた対策等の内容を講じているのかお伺いしたいと思います。

それと、現在計画作成中でまだ全市町村で設定をされていないわけですが、被害があっても今つくっているという自治体もあるようですが、今後の計画作成の動向はどのようになっているのか。例えば全市町村、もう設定する見込みになっているかどうかということ等をお伺いしたいと思いますし、計画を作成している自治体と、あとは鳥獣被害対策実施隊を設置して活動している自治体がありますけれども、その活動の中身において実態は大きく異なるのかどうか。といいますのも、かなり被害を受けている自治体の中でも実施隊を設置していないところもありますので、その活動の実態も含めてどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○千葉農業振興課担い手対策課長 まず、数の把握でございます。県内の適正な捕獲数ということにつきまして、この4年間でその数を見きわめた上でというお話をさせていただきましたが、こちらにつきましては関係者が集まった検討委員会というものを設けてございまして、その中で今後検討がなされていくということでございます。したがって、その数の把握の状況あるいは適正数につきましては、今の段階ではその頭数、その獣種ではこの頭数がどの程度で適正だというふうなお話は申し上げられない状況でございます。

それから、今後の実施計画の作成の方向ということでございますが、やはり1ページのシカの生息分布をごらんいただきますとおり、県北のほうにつきましては、まだ色が薄い状況ということで、被害額につきましても大きな被害額に至っていないということから、今後その状況を踏まえて、未作成市町村についてはその検討をするというふうに伺ってございます。いずれ我々といたしましても、今後生息域が拡大する中で対策が必要と考えてございますので、未作成市町村につきましては引き続き作成をしていただくように指導してまいりたいと考えてございます。

それから、作成している自治体の鳥獣被害対策実施隊の活動状況についてということでございますけれども、実施隊の設置につきましては、やはり条例を定めなければならないということで、その手続に時間を要するということから、まだ八つの地域での設置にとどまっているということでございます。ただ、年度内の設置について検討している、特に被害が多い沿岸の釜石地域でも年度内の設置を検討しているということも伺ってございます。いずれこちらのほうについてもさまざまな、これは農業者といずれ狩猟者と一体となった取り組みで、非常に有効な手段だということでございますので、この設置につきましても早急に手がけていただくように引き続き促していきたいと考えてございます。

○高橋農業振興課総括課長 若干補足と、あと不足分をちょっとお話しさせていただきますが、その適正数という部分についてでございますけれども、今の個体数把握の現状でございます。これは、環境生活部サイドのほうで実施してございますけれども、やはり動物は、移動して歩くため、あくまでも推定法というもので、個体の推定手法によるものでございます。それは、県下にまずモニタリング地点を設けまして、そこでふん等の調査をして、その中で推定個体数という、その手法を用いてやっておりますので、確率、全部の数

を把握というのは、やはり森林でございまして、移動して歩くということからかなり難しいものでございます。

適正数の把握につきましては、先ほど千葉課長が申し上げましたとおり、委員会の中でその被害の状況等を含めまして、それらを設定するというところでございます。

あと、鳥獣被害対策実施隊について差が出てくるのかということでございますが、まずは活動の初めの段階でございまして、その差が出ているということは、今のところ把握してございません。

○**工藤大輔委員** わかりました。適正数等について、今後の調査を進め、方向性を決める過程の中では環境の変化、自然状況の変化によってかなりシカ等も全域に広まっているというのもあったり、恐らくその他のものについても、これは全域に拡大するものだというふうに思います。ですので、全県での大体のそのぐらいの数と適正数ということと、あるいはエリアを絞って、そこでの適正数という2段階で設定をしていながら、被害を軽減するような対策もあわせて講じていただきたいと思います。

また、予算の状況を見れば、平成22年度から県の予算1,800万円ということで出ていますが、恐らくそれ以前は同程度か、少なかったのかというふうに思います。ここから平成23年度、5,700万円という形で大幅にふえているわけですが、実際の鳥獣被害というのは、1ページでも見てわかるように、全く減っていないというのが実態です。ですので、効果的な対策が講じられているのかどうか、講じられてきたのかということもよく検証をしなければいけないと思います。農林水産部としてこれから鳥獣被害、これだけの被害額があるわけですが、自然の動物等と、自然界の中で作物等をつくって共存共栄をしていく中で、言いにくいかもしれませんが、一定限このぐらいの被害規模というのは、仕方がないと言ってはいけませんけれども、目標としてはこのぐらいまでの被害に抑えなければいけないというような、やはり頭数等の適正数等の管理も大事ですけれども、実際の被害の状況がこのぐらいまで減らさなければいけないのだという大きな目標を立てない限り、効果的な事業というのは私は難しいのかなというふうにも思います。それについて、どのような見解を持っているのかお伺いをしたいと思いますし、現在防止策だとか、わなだとかということの設置等も随時進めてこられていますが、県内でどのぐらいの数がもう既に対策として講じられてきたのか、お伺いしたいと思います。

○**千葉農業振興課担い手対策課長** 農作物の被害、最低限というふうなお話でございますが、我々としたしましては、いずれできる限り被害額の低減を図っていく必要はあろうと考えてございますので、個体数、できる限りの捕獲に努めるということで、本年度から特に力を入れて進めていくということにいたしましたものでございます。緊急捕獲等対策を活用して、できる限りの捕獲を進めていくということをまず目標に掲げて進めていきたいと考えてございます。

それから、今までの防護柵等の設置についてということでございますが、平成12、13、14年ごろの被害額は今の額に比べまして、非常に低い、1,500万円程度といったことでか

つては推移をしてございました。その後、平成 15 年ごろから被害が拡大してございまして、そのころから防護柵設置についても力を入れてきたところでございまして、平成 16 年から平成 23 年まで、県内約 180 キロメートルの防護柵を設置してまいりました。先ほど千葉委員からもお話がありました、やった地域については確かに効果があるというのはそのとおりでございまして、そういったところは被害がなくなっているという状況でございまして、ある意味イタチごっこの状況ではございますが、いずれ個体数の低減に向けて連携して進めていきたいと考えてございます。

○高橋農業振興課総括課長 今委員のほうから自然の動物との共生、そしてこれぐらいの被害に抑えるべきかというようなお話がございましたが、被害が全くもって著しくなっておりますのは、まさしく西日本方面でございまして。その頭数は、うちの県の比ではなく、例えば福岡県においては 60 億円を超える被害が出ているという状況でございまして。その被害について、特定の獣種、例えばイノシシならイノシシ、猿なら猿でもいいのですが、その悪さをする群れなり個体というのは決まっております、それは人間のところにその作物があって、それを食べればいいのだということを学習した個体に来て、それが悪さをしますので、その個体が悪さをする限り、これ以内の被害に抑えてということはまず不可能でございまして。ですから、それを寄せつけないこと、そして寄ってきたものについてはやっぱり駆除していく、捕獲していくことが重要でございまして。ですから、こういった鳥獣被害のその特性、あくまでも例えば野菜くずを地域住民で農家に関係ない方が放置しておると、それが鳥獣にとって大変なごちそうになって寄ってくるということがございまして、周りの方々も含めた地域ぐるみでの対応というものを取り組んでいくよう、我々も努力してまいります。

○工藤大輔委員 今の答弁であります、かなり繁殖力が強い動物等ですよ。個体数がふえると、恐らく一部の群れ等がそういう被害をもたらすのかもしれないけれども、実際に個体数がふえれば、その影響してくる個体数がふえているのが実態です。自然環境の変化、山にも食べ物がなくなってくれば、おのずと里におりてくるというような状況だと思うので、個体数、私一部ということだけではなく、エリアが拡大すればするほど、どんどんそういう被害が拡大している状況を見れば、明らかにこれはもう個体数の増加によるものというふうに思いますし、また環境生活部の視点からすれば個体数の数がどのぐらいだということを抑えようとか管理しようというような認識でいいと思いますが、農林水産の立場に立てば、本来個体数ではないと思います。被害の額をどのぐらいまで抑えるかということで目標を設定しないと、適切な対策ということと、せっかく必死になって生産者が育てたものが被害に遭っている、また被害額が変わらない状況であるということに対して、これからさらに続いていけば、私はどこか目を背けているように見えるところも出てくると思います。ですので、環境のほうでは個体数、農林水産のほうでは被害額ということに高い目標を設定して、その目標に向かって対策を講じていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○東大野農林水産部長 ただいま工藤委員から御提案のあった件につきまして、被害額について目標設定して対策を講じるべきという御意見であります。今まで被害額をこの程度ということで検討した経緯はございません。我々とすれば、できる限りゼロにしたいという、そこで対策を講じてきております。ただ、今工藤委員がお話しになった視点も一つの視点だと思います。ただ、一方でそこまでは許容するのかという御意見もいただきかねない部分もございます。さまざまそのようなほかの視点でどうかという点も含めて検討してまいりたいと思いますが、基本的な立ち位置として野生動植物、生物の保護というのが必要だということについては我々も否定するものではございません。ただ、一方で産業振興を考えれば、生産者の人たちが実際被害をこうむっているわけで、当部とすれば、その被害を最小限にとどめる努力というのを怠ることは決してできないという立場で取り組んでまいりました。そういった意味で、今までも環境生活部とそういった立場の違いの中で議論を重ねてきておりますけれども、これから先も被害がどういった形、地域に生息区域も拡大しているということは、御指摘あったとおり、被害が拡大する可能性がふえてきているというふうに認識してしかるべきだと私も思います。

そういった意味で、先ほどから御指摘いただいている計画を策定していない市町村に対する働きかけを強めるとかいうことで、我々とすれば被害を最小限にとどめるための取り組みを継続していく、適正生息数の設定は環境生活部で時間をかけてやられるでしょうけれども、ただ被害は年々出てくるわけですから、それを最小限にとどめるためのあらゆる努力は継続していくというふうにしていきたいと思っております。

○工藤大輔委員 最後にしたいと思います。ぜひ数値目標を掲げたほうが私はいと思います。全て駆除するという意味で、例えば撃って殺してしまうということも一つあるかもしれませんが、総合的な対策として、柵であったり、わなであったりいろいろあるわけですね。ですので、それらをトータルで踏まえて被害が減ればいい話ですし、全ての動植物がなくなれば、やはり種の保存という問題、これは大事ですし、生物的に見てもどういった生物が県内にどのぐらいあるかという管理のほうはそちらのほうですにしても、いずれにしても私はこの被害が拡大していく、そしてまたこれからさらに被害が拡大していくだろうと見込まれる状況にあっては、やはり大きい対策の転換の必要な時期に、もう私は来ているのだというふうに思います。ぜひここでそういった思いを共有するためには、何らかの目標を設定しながら、効果のあるもの、そしてまた効果が出るものという対策、わな等の対策があれば、そこに予算をどんどんかけていきながら、とにかく被害の規模を減らす、額を減らすということを第一に、そこを柱に農林水産部では取り組んでいただきたいと思っておりますので、再度要望も含めて申し上げ、質問を終わりたいと思っております。

○郷右近浩委員 まず最初、1ページ目にある表の鳥獣被害額の推移なのですが、この部分の推移なのですが、平成22年度から平成23年度にかけてハクビシンによる被害が減っているということにつきましては、5ページにある対策費の予算額等、そうしたものが影響しているのか。どのような対策等をとってそのような形になったというような感

触をお持ちか、あるいは、そういう経過、経緯があるのかどうか、まずその点からお伺いさせていただきますと思います。

○千葉農業振興課担い手対策課長 ハクビシンの被害額の減についてでございますが、資料の9ページでハクビシンの侵入防止対策、これはネットを張りまして上のほうへ、リボンワイヤーという電気が通じた柵を設置するわけですが、こういった取り組みを一関市のほうで平成23年度実施いたしました。その成果が出ているものというふうに伺っております。

しかしながら、ハクビシン、さまざまな部分への生息が広がっているということで、実際に実施した年は減ったものの、また翌年若干ふえているという状況でございますので、今後もハクビシンについての対策も講じていきたいと考えているところでございます。

○郷右近浩委員 一時的に減ったというか、対策はそのまま影響したということで、それはこれでよかったと思います。ただ、現実問題として、私も先ほど説明いただいた中で9ページのこの図を見せていただきながら、これを全ての田畑というかやるわけにももちろんいかないだろうなど。だとすると根本的な部分について、ハクビシンに関してはある程度、駆除というか、そうした方向性をとらなければいけないだろうというふうに考えているところであります。

その中で千葉委員のほうから質問があつて、それに対する答弁の中で、第1次鳥獣対策の部分で、今後4年間で達成する部分で、特定保護計画の中にはもちろんシカだとかクマだとか、こういうものは、先ほど部長のほうの答弁でも全てを駆除するという話ではなくて、やはり共存というか、野生の動物、そうしたものもこの環境の中には必要だろうと思うわけですが、ただハクビシンという外来種、外来種であり日本にいなかったものについて、ここの考え方というのは、その保護計画であったり、この鳥獣対策も含めた中でどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○千葉農業振興課担い手対策課長 特定計画につきましては、県内で捕獲、保護をすべきというふうに考えられている獣種ということで、現在ニホンジカ、それからツキノワグマ、カモシカの三つが定められております。それ以外の特にも外来鳥獣については、基本的にその保護という視点はないというふうに伺っておりまして、それについては捕獲等によって頭数を減ずるという方針であると伺っております。

○郷右近浩委員 そこでなのですけれども、先ほど来、議論の中であったのですが、今現在は推計個体数という中で、それをどのように駆除していくかとか、その形で計画をつくっているということですが、7ページの緊急捕獲計画の中で捕獲予定頭数の中でシカ2,200頭、ハクビシン550頭というような数字が出されております。私自身、今現在推計個体数という形でしか数を押さえられない、それらは今後4年間の中で、もちろんその数を押さえ、そして保護頭数を定めるということでもありますけれども、この部分でこの数字というのはもっと頑張ってもいい数字なのかなと。シカと、何が何という話ではないのですけれども、ハクビシンに関しては本当に目に見えるものを何とかしたいというように

やっぴいのではないかなというふうに思うわけですが、この平成 25 年度の予定頭数のこの数字の根拠、この部分について、私からも改めてお伺いしたいと思います。どのようにしてこの数字が出されたのか。

○千葉農業振興課担い手対策課長 緊急捕獲対策についての頭数については、各市町村の防止計画に基づいて 3 カ年間で捕獲をする予定のうちの平成 25 年度分、1 年度分ということですので、今後この捕獲の成果を見ながら各市町村でその頭数、捕獲頭数をさらに見直しした上で、来年度以降要望は出てくると考えてございます。したがって、市町村から要望があった頭数ということでございます。

○郷右近浩委員 わかりました。もちろんこれは保護計画であれ、鳥獣対策計画、その辺と全部リンクさせながら随時ビルドしていくというか、そうした中で同時進行でいくのだというふうに理解しますので、ぜひともそこを市町村のほうときちんと意見交換して、先ほど工藤委員のほうからもお話がありましたとおり、市町村によってやはり今現在計画策定しているところと、鳥獣被害対策実施隊の設置までやっているところと、温度差があるとは思いませんけれども、やっぱり面でやっていかなければいけないことだと思いますので、指導のほうもさらにお願いしたいと、私からもお願いしたいと思います。

それで、最後の質問ですが、当局からの最後に報告があった部分なのですが、捕獲の担い手の育成・確保の部分です。従来の 2 倍の受講があったということでもあります。ただ、これまで、1 ページで説明いただいたとおり、60 歳以上の方が 66% というふうな現状であります。この間さまざまな対策事業を行っていきながら、この数字というのはパーセントでは決してよくなっていないのですけれども、この点につきまして、もう少し何かしから講習を受けさせてきちんと取れるような形に進めていっていただきたいと。そういった問題意識をみんなに持っていただきたいということから、さらに講習であったり、免許試験をもっとふやすような形をとれないのかと。また免許試験で、予備講習会等に関しましても、例えば J A とかと話しをしながら、一緒になって問題意識を共有しながら、そうした場をつくっていくというような形をとれないものかと思うわけですが、この点につきまして、お考えをお聞きして終わりたいと思います。

○千葉農業振興課担い手対策課長 まずは、狩猟免許につきましては、ここ数年来で 2 カ所から 4 カ所へふやしたということでございますので、引き続きその受講の促進につきましては呼びかけをしていくように、担当する環境生活部とともに取り組みを進めていきたいと考えてございます。

それから、狩猟についての関係、J A 等との連携ということでございますが、県で設置しております委員会の中で、そういった J A 関係の機関も構成員になってございますので、その場でもいろいろと意見交換をしながら、対策をどういった形で進めていくのがいいかということについては打ち合わせをしていきたいと考えてございます。

○高田一郎委員 鳥獣被害は農業者にしてみれば労働の意欲が減退しますし、しかし野生鳥獣というのは人間が生きていく上で、欠かせない自然環境を守るという点でも共存も必

要なので、先ほど説明があったように攻守一体となった対策が必要だということを改めて感じました。

そこで、5ページの被害防止計画作成が25市町村あるのですけれども、そのうち鳥獣被害対策実施隊設置が8市町村にとどまっていると。国の鳥獣被害防止特別措置法などをちょっと見てみますと、かなり鳥獣被害対策実施隊に思い切った対策をとるとということが強調されているのですが、8市町村にとどまっている要因というのはどんなことなのか、その課題について、わかれば示していただきたいと思います。

○千葉農業振興課担い手対策課長 8市町村にとどまっている要因ということでございますが、先ほども説明申し上げましたが、まずは条例化が必要だということで、そちらのほうの手續に時間を要しているというふうに伺ってございます。その手續がスムーズに進むことによって、今後実施隊の設置がふえていくと考えております。

○高田一郎委員 その点は了解しました。

被害を最小限に食いとめる上で、やはり捕獲駆除というものが非常に大事だと思うのですけれども、先ほどわなの導入や侵入防止柵設置への支援策、ネットの場合はメーター1,790円とか、フェンスの場合はメーターですと2,500円とかという数字が出されましたけれども、実際イメージが湧かないのですが、どの程度農家負担が出るのかということなのです。

もう一つ、これまで国の交付金による電気柵などを受益面積が3戸でなければ対象にならないとか、そういう課題がありましたけれども、今どのような状況になっているのか、その辺も含めてお願いしたいと思います。

○千葉農業振興課担い手対策課長 わなの設置等につきましては、鳥獣被害防止等の対策事業というもので予算化をして対応しているところでございまして、設置経費につきましては、基本的に国庫2分の1の補助ということになってございます。これにつきましては、受益3戸以上を対象にしているということで、それ以下のものにつきましては県の単独事業を設置してございまして、防護網等設置事業というものを県単として対象としてございます。これにつきましては、本年度五つの市町において実施をする予定となっております。

○高田一郎委員 県単事業というのは、結局何戸以上であるのでしょうか。農地においては、例えばリンゴ農家でいえば連担している圃場だけではないわけですよね。わずか1戸というところもあります。そういうところもあるのですけれども、ある程度3戸以上とか連檐していなければ対象にならないのかどうか、その辺も含めてお願いしたいと思います。

○千葉農業振興課担い手対策課長 県単独事業につきましては、1戸以上を対象にしてございます。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって鳥獣被害対策について調査を終了いた

します。

この際、執行部から平成25年7月26日から28日及び8月9日の大雨・洪水による被害状況についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

なお、被害状況の説明に関し、お手元には明日開催される県政調査会で配付される予定の資料を配付しておりますが、県全体の被害状況につきましては、明日の県政調査会において説明がありますので、本日は所管事項に係る被害状況についての説明となります。あらかじめ御了承を願います。

また、お手元に配付しておりますこの正誤表の関係でございますが、保健福祉部の所管に関する事項となりますが、このお手元に配付している正誤表もあわせて御了承を願いたいと思います。

○藤代農林水産企画室企画課長 お手元に配付させていただいておりますA4縦の資料でございますけれども、これに基づきまして7月26日から28日の大雨・洪水、それから8月9日の大雨・洪水に係る農林水産関係の被害状況について御説明申し上げます。

最初に、7月26日から28日の大雨・洪水に係る被害状況についてでございます。資料1の4ページをお開きいただければと思います。また、7月26日から28日の被害状況につきましては、8月6日の農林水産委員会において御報告させていただいておりますので、その後の変更点を中心に御説明させていただきますので、御了承いただければと思います。

6の農林水産関係の被害状況についてでございますけれども、被害金額につきましては28億7,000万円余、前回の報告時に比べまして14億8,000万円ほどの増となっております。

農業関係の小計の欄をごらんになっていただきたいと思うのですが、農業関係の被害額では20億8,000万円余、前回の報告に比べますと11億4,000万円ほどの増となっております。

また、林業関係、これも小計の欄をごらんになっていただきたいのですが、被害金額で7億8,000万円余、前回の報告に比べますと、約3億4,000万円ほどの増となっております。

この内容でございますけれども、これは農業関係では水稻の冠水、土砂流入、農地ののり面崩壊、水路、農道の農業用施設被害、あるいは林業関係では林道ののり面崩壊、こういったような場所の被害箇所が新たに判明したことにより、面積あるいは箇所数の増というふうになったものでございます。

また、水産漁港関係の被害でございますが、これにつきましては被害内容については前回と同様、変更がないというようなものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。これは、主な被害状況につきまして、写真とともに簡単に地図にプロットしたものでございます。右下の欄をごらんいただきたいと思います。主な対応状況について記載しているものでございます。

前回御報告させていただいた以降の変更点につきまして申し上げますと、

この災害につきましては、政府において激甚災害に指定されたところでございますので、農地の用水路などの農業施設あるいは林道の災害復旧事業等について、国庫補助率のかさ上げなどが行われることになりました。こういったことを踏まえまして、現在復旧に向けた準備を進めているというような対応となっているところでございます。

8ページをお開きいただければと思います。これにつきましては、被害の内容につきまして市町村別に整理したものでございます。

続きまして、8月9日の大雨・洪水に係る被害状況、こちらのほうについて御説明させていただきますと思います。資料2をごらんいただければと思います。

5ページをお開き願います。8の農林水産関係の被害状況についてでございます。8月30日12時までに判明した被害総額は68億円余となっております。主な被害の内容でございます。農業関係では、農畜産物・農業用施設被害として盛岡市など7市4町1村におきまして水稻、大豆の冠水、約2,000ヘクタール、パイプハウス等への土砂流入、約300カ所、また農地・農業用施設被害として盛岡市など5市3町1村におきまして農地ののり面崩壊、土砂流入、約2,000カ所、水路や農道などののり面崩壊、土砂流入、約1,100カ所などとなっております。被害総額でございますけれども、50億2,000万円余となっております。

また、林業関係でございますけれども、盛岡市など4市3町におきまして林道ののり面崩壊、路線洗掘、約330カ所、林地の一部崩壊47カ所などとなっております。被害総額では、被害金額では17億7,000万円余となっております。

同じく9ページをお開きいただければと思います。先ほどと同様に地図のほうに写真とともに被害の状況についてプロットした資料でございます。9ページにつきましては農地・農業用施設関係の被害状況についてお示したものでございます。

真ん中の下の欄のほうをごらんになっていただければと思います。主な対応状況についてでございます。各農業共済組合に対しまして、共済金の早期支払いの要請あるいは農作物についての技術指導、こういったようなものを行いますとか、被害調査を支援するために市町村への技術職員の派遣、水路に流入した土砂、流木の撤去、こういった応急工事のための市町村支援、こういったような取り組みを行っているところでございます。

また、この災害につきましても、先ほど御説明いたしました7月の大雨・洪水災害と同様激甚災害に指定されたところでございますので、国庫補助、こういったようなことを踏まえまして、市町村、関係団体と連携しながら復旧対策を進めていくというようなことをしているところでございます。

10ページをお開きいただければと思います。こちらにつきましては、林業関係の主な被害状況についてお示したものでございます。林業関係の施設被害につきましても、農業関係と同様激甚災害の指定を踏まえまして、市町村と連携しながら今後復旧対策を本格的に進めていくというような形で、現在取り組んでいるところでございます。

11ページをお開きいただければと思います。これにつきましても、先ほどと同様、市町

村別に被害の内容について整理をしてお示しさせていただいたものでございます。

以上、簡単でございますけれども、7月、8月の大雨・洪水に係る被害状況の説明を終わらせていただきます。

○高橋昌造委員長 それでは、次に下村農産園芸課総括課長。

○下村農産園芸課総括課長 それでは、続きまして主要農作物の生育状況と今後の技術対策について報告させていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。まず初めに、これまでの気象経過と今後の予測でございます。資料の中ほどにグラフを載せてございますが、気温につきましては4月の中旬から8月の初めにかけては平年より低目で推移してまいりましたが、その後は高目となっております。降水量は、右側の資料のグラフのとおり、7月から8月上旬にかけて、平年の2倍を超える降水量となったところでございます。この間、先ほど報告ございましたとおり、7月26日から28日に県南部におきまして、また8月9日に盛岡、花北地域におきまして大雨となりまして、被害が発生してございます。また、グラフにはございませんが、この間の日照時間は7月が平年の半分以下、8月は平年より多くなっております。

8月23日に气象台から発表されました1カ月予報によりますと、平年に比べまして、曇りや雨が多いものの気温は高目というふうな報告がされてございます。

次に、生育状況と今後の技術対策でございます。まず初めに、水稻でございますが、出穂はほぼ平年並みでございましたが、8月中旬以降気温が高目に推移いたしましたことから、登熟が順調に進んでございまして、収穫期は平年よりも2日ほど早まる見込みでございます。

なお、8月30日に農林水産省で公表いたしました作柄によりますと、本県、岩手県は平年並みとされてございます。

今後の技術対策でございますが、品質低下を招かないように、落水につきましては出穂の30日から35日後にするように助言しているところでございますし、また収穫につきましても刈りおくれに注意するように助言しているところでございます。

次に、畑作物の大豆の生育状況でございますが、8月中旬以降好天であったことから、現在回復基調にございます。今後の技術対策については、大豆は大きな雑草の抜き取りを、また麦につきましては播種に向けまして、早目の排水対策を助言しているところでございます。

次のページをお開き願います。野菜の生育状況でございますが、キュウリ、トマト等果菜類につきましては日照不足の影響によりまして草勢が弱ってございまして、収穫量がやや少ない状況となっております。ハウレンソウは、おおむね順調でございます。

それから、大雨で冠水した圃場のその後でございますが、果菜類では果実の腐敗あるいは株のしおれ、あるいはレタス、キャベツの土地利用型作物におきましては、腐敗性の病害等が発生しているところでございます。

今後の技術対策でございますが、果菜類におきましては、高温対策あるいはこまめな施肥、追肥管理等を助言してございますし、葉菜類につきましては病虫害防除の徹底、それからハウレンソウの温度管理、それからレタス、キャベツ等の排水対策等を助言しているところでございます。

花でございます。リンドウにつきましては、全般に生育がややおくれぎみとなっております。小菊につきましては、6月の乾燥の影響がございまして、草丈がやや短目となっております。いずれも、リンドウ、小菊とも長雨によりまして病害の発生が多くなっているところでございます。

今後の技術対策につきましては、病虫害の防除の徹底をするとともに、次期作に向けまして、リンドウの収穫後の株養成、あるいは小菊の健全な親株の剪定に留意するように助言しているところでございます。

それから、果樹、リンゴでございますが、果実の肥大につきましては、おおむね平年並み近くまで回復してきてございます。8月下旬からつがるあるいはきおう等の早生品種の出荷が開始されているところでございますが、本年若干熟度がおくれておりまして、やや出おくれといった感じでございます。

今後の技術対策につきましては晩生種まで続いてまいります適期収穫を徹底すること、それから今後台風等に備えた支柱等の補強などを注意するように助言しているところでございます。

最後に、野菜、花の販売状況でございますが、下の表をごらんいただきたいと思います。野菜は全般に出荷数量が前年より少な目で、単価は高目となっております。花につきましては出荷数量、単価とも前年を下回っている状況でございます。以上でございます。

○高橋昌造委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

○大宮惇幸委員 私から豪雨災害による県の対応等について、大きく二つについてお尋ねいたします。

7月には、県南地域が豪雨災害を受けたわけでありまして、そして8月9日は県央部の豪雨災害ということで、大変農林水産部の職員の皆さん方にはそれぞれ迅速に対応いただいておりますことに私からも御礼申し上げたいと思います。いずれ8月9日の災害は農業関係の被害が多かったのではないかというふうに大方見ておりますけれども、その中で先ほども申し上げましたとおり、県の皆さんを初め、関係団体の皆さんから今まで被害調査に大変お力をいただきました。そして、お話を伺いますと、国の査定が11月というふうになっております。一日も早い復旧に取り組みたいわけでありまして、そういう査定の関係もあり、なかなか復旧がままならない状況にあるのが現実であるわけでありまして、そうした中で、私一人の心配なのかもしれませんが、実際緊急の復旧をやる際にも、私の地元の雫石町でも非常に業者不足で大変苦労した現実があります。そうした中で査定がおりて、11月過ぎますと冬の時期を迎えるわけでありまして、その復旧が次の来

年の作付にどの程度間に合うのかなというような心配もいたしております。当然私から言うまでもなく、県内の業者の大方が被災地のほうに出向いておりまして、緊急の対応にも被災地のほうを1週間ぐらい休んでいただいて、町内の復旧にかかっていたという経過もございまして、さて復旧になった場合、田んぼを例に上げますと、本来来年の作付に間に合うのかどうか、あるいは用排水路も復旧が順調に進むのかどうかという心配もされますので、その辺の見通しについて、1点目はお伺いしたいと思います。

二つ目は、農業者の農作物の被害対応でありますけれども、水稲については当然のごとく水稲共済というものに加入しているわけでありまして、これから水稲共済の評価がされるだろうというふうに思っておりますが、ハウス共済について一つお尋ねするわけでありまして、大方は風によるビニールの破損とか、雪による倒壊等々の共済にしか大方入っていないのが現実であります。しかし、今回の場合はハウスの中に栽培している花、野菜等があったわけでありまして、それらの中身の部分の補償がないわけでありまして、それとあわせて露地の花、野菜等があるわけでありまして、これらの支援対策について、それとあわせて来年の作付に向けての、やはり農家が元気の出るような支援策を県当局として今時点でどのように取り組んでおられるのか、その状況をお示ししたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 最初の部分の農地の復旧に関してでございますけれども、ただいま委員おっしゃったように、通常のスケジュールでいうと、11月上旬の査定になるのではないかと考えております。厳しいスケジュールではありますが、来年度の営農活動に支障を来さないように復旧を進めていくよう、最大限の努力をしていきたいと思っております。

具体的にでありますけれども、まず一つは、今工事業者の前に測量設計を行うコンサルタントが非常に手がいっぱいだということで、通常業務、それから県南の災害査定等の業務にまず対応しているということで、見つからないというような話を市町村担当からも伺っております。このことにつきましては、過日県営の農業農村整備関係公所に対しまして、今発注している各委託業務について、この災害への優先対応ができるように配慮するようということで通知をしまして、各1件ごとそうした対応を検討しているという状況でございます。

それから、工事の発注に関してですが、業者対応ということでありますけれども、これについてはまず早く出すということだと思っております。時期がずれればずれるだけ、業者は対応が厳しくなるという状況にあると思っておりますので、これについては例えば査定前着工の対応等も含めて、出せるものから出していくということが重要かというふうに考えてございます。

また、その発注の手法、工期の設定等につきまして、雫石町、そのほか被災の各市町村に対して助言あるいは相談に乗っていきたいと思っております。

○下村農産園芸課総括課長 農作物共済の対象にならない野菜等の災害復旧の対策でございますが、現在県で実施を検討しております農作物災害復旧対策事業がございまして、本

事業で特に土砂流入等で収穫が見込めなくなった作物の場合には、作物のまき直しあるいは植えかえといったものができる事業になってございますが、この事業につきましては、市町村が実施する場合に県がそれに対して助成をするということで、3分の2の補助ができる事業になってございます。この事業の活用ができるか、あるいはどのような内容が最も効果的なのか、現在関係市町村と内容について検討を進めているところでございます。

○宮野団体指導課総括課長 今委員から御指摘のあった農業共済について若干御説明申し上げますけれども、園芸施設共済につきまして、施設内の農作物について共済の対象になっていないというお話ございました。一般には農業共済というものは、自然災害等によって受けた損失、いわゆる減収分、これは確かに補填するというものでございますけれども、園芸施設共済の場合の施設内農作物につきましては、確かに委員御指摘のとおり、減収分に対する損失補填はございません。その農作物の例えば種とか苗を植えたとか、そういう費用分についてのみ補填をすると、そういう制度に現在なっておるということについて1点補足させていただきます。

○大宮惇幸委員 御説明をいただきまして、ありがとうございます。いずれ何よりも早期の復旧がかなめでありまして、実際の市町村では大変今混乱している状況にあるのが現実であります。例えばもう一点お尋ねしますけれども、被害額の40万円ラインといたしますか、40万円以下の被害は、いわゆる激甚災害の対象外となるというふうな話を聞いてございます。そして、それは40万円以下は市町村が対応して交付金の対象になるというような話でありまして、実はその件数が非常に多いのであります。きのうお聞きしたところ、とても役場職員では対応し切れない状況の中にあるという話をされたわけでありまして、40万円以上、以下と、そういう区切りをつけられますが、被害は同じなわけでありまして、大小にかかわらず、被害としては私は同じではないかというふうに思っておりますけれども、そうした場合、市町村のいわゆる人手不足というのが生じて、現段階でも生じておるのが実態なわけでありまして、そうした場合の支援策というものについても、県なり関係団体に頼らざるを得ないだろうというふうに私は思いますけれども、それらの対応について、もしお答えがでるものであればお願いしたいと思います。

それから、ハウス共済の説明をいただきました。確かに私ども調査をいたしましたところ、ハウスの中に栽培する作物の共済もございます。幾らか加入している農家もあるようでありまして、非常に掛金が高いというのが現実でありまして、ほとんどビニールなり、先ほど申し上げましたとおり、積雪による倒壊等のハウス共済にしか入っていないのが現状だということでありまして、今後ともこれからの播種とか、あるいは植えかえ等も、それは可能な部分もあるだろうと思っておりますけれども、何せこれからは冬の時期に向かうわけでありまして、露地等については大変な部分があると思っておりますので、何とか県のいい知恵を出していただいて支援策をお願いしたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○伊藤農村建設課総括課長 まず、先ほどの農地復旧に関してですけれども、今回激甚の

指定になることによりまして 40 万円以下のものについての農地等小災害復旧事業債を活用した事業対応ができるということでございます。

次に、いずれにしてもいろんな今回被害箇所も多かったので、その災害復旧に向けた作業がすごく膨大なものになるということに対してであります、当面盛岡農村整備室を中心に支援を、現在もしておりますし、今後とも続けさせていただきたいと思っております。また、そうした各種業務、作業が迅速に、円滑に、効率的に進むように、国の査定官の調査を事前にいただくとか、そういったことについても国あるいは関係団体等に支援を要請していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○**工藤大輔委員** 今の質問に関連して、重複しないところをお伺いしたいと思います。

先ほど、来年の作付に間に合うかどうかということをお心配をしていたところなのですが、先ほどは査定前の着工であったり、あとは工期等において市町村とも協議しながら適正な設定をするということに答弁をいただいたというふうに思います。

それで、以前だったと思いますが、農地等の事業を行う際には実績があるところでなければその工事に参加できないというふうな規定があったと思いますが、現状はどうなっていたかお伺いをしたいと思います。

それと、市町村からはもう既に要望等もかなり受けていると思っておりますけれども、市町村の中には9月補正に向けて独自の対応をしようとしている自治体もあるようであります。そこで、現在県としてはどういった分野であれば、県独自の支援が可能なのかどうか、あるいは国、市町村または農業団体とどのような形で、今回制度の対象外になったり、共済等で減収分が補填されない農家等の支援をしようとしているのか、どのような検討をしているのか、お尋ねしたいと思います。

○**伊藤農村建設課総括課長** まず最初のお尋ねでありますけれども、災害復旧事業の業者の資格というところでありまして、災害復旧につきましては、そのような資格というものは問わないというふうに認識してございますし、各市町村の基準によるものでありますけれども、各市町村でも特別そういうふうなものがあるというふうには伺っておらないところであります。

○**藤代企画課長** 今回の大雨・洪水災害に対しての県の支援策というふうなお尋ねでございますけれども、この内容につきましては、一つ目は先ほど申し上げましたとおり激甚災害に指定され国庫補助率のかさ上げということが行われますので、農地・農業用施設あるいは林業施設、こういったようなものについては激甚災害の関連する事業を活用しながら対応していきたいというふうに考えてございますし、また今回国において農業用ハウスの再建、修繕、それから果樹の改植、こういったようなものについても助成措置というものが講じられてございますので、対応を積極的に本県に導入していくというようなことを考えてございます。

また、さらにこれ以外に牧草地の被災ですとか、さまざまな被害状況がございますので、先ほど農産園芸課のほうからも申し上げましたとおり、農地災害事業というものがござい

ますので、こういった事業で被害の状況に応じて、県としてどのような対策ができるかというように現在検討しているという状況でございます。

○高田一郎委員 農地被害の復旧の問題ですけれども、ほかの委員からもお話があったように、来年に間に合うように早く復旧するということが大事だと思います。査定前着工も含めて最大限の努力をしていただきたいと思うのですが、業者が不足しているとか、あるいは被害箇所がたくさんあるということで、なかなか大変になるというふうに思うのです。その場合、なかなか業者もないので、来年に間に合わせるために自力再建をすると、自分でユンボを持って、借りて再建をするというのもあると思うのです。実際これまでも県南でもありました。そういった場合の支援策というのは当然あるべきだというふうに思うのですが、この点についての県の考え方をお願いしたいと思います。

それから、私も県央の被害、県南被害、全ての自治体を今回も回ってきましたけれども、来年の作付に間に合うような努力ということもあります。被害の全体を見ますと中には来年の作付に間に合わないところも出てくるのかなというふうに思います。そういった場合の対応、作付ができなかった場合の対応、これについての県としての考え方をお聞きしたいと思います。

それから、40万円以下の農地被害に対する補助、支援策があるというお話でありましたけれども、これは市町村負担はあるのでしょうか。特に雫石町などは被害の箇所が物すごくあって、それで市町村の負担が伴うとなれば、財政的にも大変な状況になると思いますけれども、この点についてもお伺いしたい。

それから、東日本大震災のときには13万円以下の被害についても市町村事業として行った経緯がありますけれども、13万円以下の農地被害に対する対応についてもお願いします。

○伊藤農村建設課総括課長 まず、企業への早期対応、工事への早期対応ということでございますけれども、先ほども御説明しましたように、まずもって激甚指定にもなりましたので、国の事業制度を使えるものであるということが基本だというふうに思っておりますし、事業の被害の規模等から考えたときに、そういった業者の対応というのが基本になるのかなというふうに思っております。自力再建で簡単に直せるというものについては、それは規模の小さいものがそういうふうになるのかなというふうに思うところであります。

二つ目、小災害の負担でありますけれども、農地等小災害復旧事業債を活用した市町村単独事業でありますけれども、これは起債の、要するに地財措置がある事業ということでありますけれども、市町村の負担というのは当然残るわけでございます。

それから、13万円以下の事業についてどうするかということについては、小さい事業への復旧方法のあり方ということも含めて各市町村と打ち合わせながら進めていきたいと思っております。

○高田一郎委員 自力再建した場合の支援策は、規模が小さいからというお話でありましたけれども、恐らく今回の被害の全体の状況から見れば、かなり被害の数が多いものから業者も不足している状態で、このままでは来年の作付に間に合わないということで、

過去に県南でもありましたけれども、決して小さな被害のところでもなく、自力で再建したところがあるようです。宅地被害なんかについては、自力再建した宅地についてはこれまで支援策があったのですけれども、農地については今お話しにあったように対応できないというのでは、せっかく自力再建をして来年作付に間に合わせようと、そういう意欲を持った人に対して支援策がないというのはちょっとおかしいのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺について、お伺いしたいと思います。

それから、私が紫波町を訪れたとき、山王海土地改良区では1,600ヘクタール通水できないということでしたが、今どのような現状になっているのでしょうか。あそこの地域というのは水稻の種子生産圃場もありまして、種子が生産されなければ岩手県全体的水稻の生産にとっても大変なことになるというふうに思いますので、品質の問題、それから1,600ヘクタールですから大変な面積だと思いますので、その復旧の見通しについて具体的にどうなっているのか、この点についてお伺いしたい。

○伊藤農村建設課総括課長 まず、個人で整備をしたときの支援ということでありましてけれども、繰り返しになりますけれども、今回激甚指定もあって13万円のところまでできますので、まずはそういったものについては国の制度を有効活用していくのが基本だというふうに考えておりますし、それ以外の部分については必要な担当と相談しながら進めていくということにしたいと思っております。

それから、山王海土地改良区の状況でありますけれども、山王海地区は8月9日の豪雨災害によって取水源の頭首工、それから幹線の用水路が土砂で埋塞、閉塞してございまして、その部分につきましては通水が不能である状況ということでございます。

○中南水田農業課長 山王海ダムの通水が不能になっている地域的水稻などの品質、収量への影響についてのお尋ねでございますが、被害の後、しばらく雨が少ない状況でございましたが、20日以降二、三日置きに10ミリ前後の降雨がございましたということ、それから今観測している中では葉の枯れですとか黄葉等は見られていないということから、熟期の早いひめのもちは間もなく収穫が始まる予定でございますが、こういったものについては影響は特にないのではないかなというふうに思います。それから、あきたこまちの種があそこの地域でもつくられてございます。60ヘクタールほどの栽培になりますが、こちらについても今のところ特に影響はないというところではございますが、まだしばらく水が必要な時期、9月10日ぐらいまでは水を必要とする時期でございますので、今後の生育についても注視していきたいと考えてございます。

○高田一郎委員 種子、種の生産について、今のところ心配ないということで私も安心しました。ただ、自力再建の部分については、それは少しやっぱり市町村と連携して再検討していただきたいというふうに思うのです。恐らく業者の関係もあり、被害の数もあり、来年の作付まで間に合うというような状況にはないというふうに全体を見ました。もちろん間に合ってほしいのですけれども。そういう中で早く来年の生産に間に合うために頑張りたいという、そういう意欲を持った生産者にこそ、やはり支援すべきだというふうに私

は思いますので、この点東大野農林水産部長からもコメントいただきたいと思います。

○**東大野農林水産部長** 小規模な災害復旧事業の関係でございますけれども、災害復旧事業、被害規模に着目して40万円以下は国庫事業で、災害復旧関係、農地に関しては基本市町村が事業主体ですので、やる。そしてお話しのとおり、それ以下の部分のうち一部分については地財措置を伴うような支援をし、復旧していく、それ以下のお話、それ規模以下の今話題になっているお話と承知しますけれども、我々できる限り市町村、国庫補助対象になったり、市町村が単独、地財措置後でありますけれども、市町村の事業で行う災害復旧事業になるように、事業を整理しながら取り組みを進めております。そういった意味でお話のあるような、来年度作付できないものが今まで取り組んできた災害復旧事業の対象にならないようなケースが果たしてあったかどうかというのは確認させていただきたいのですけれども、そういう意味で、できる限り国庫補助事業なり、あるいはそういう小規模災害の事業なりに該当するように、市町村と今までも、今回も対応しておりますし、あと農家さんの意向もありますので、それも十分踏まえながら対応させていただくというのがこれまでの基本姿勢でもあり、今回の基本姿勢でもありますので、おっしゃるような自力再建、大きな負担を伴うような自力再建というのは決して発生しないように市町村と調整してまいりたいと思います。

○**高田一郎委員** 来年に向けた再生産の対策なのですが、先ほども議論がありましたように、水稲であれば農業共済制度である程度、減収補填対策があるのですけれども、その他の作物については任意共済ということで、かなりの方々が入っていないと。特に園芸作物等々などに依存しているの方々については、大幅な減収になるわけです。大幅な減収、生活もなかなか大変になってくると。そういう中でまき直しとか植えかえに対する補助をする。そもそも大幅な減収になった中で、さらに補助をするということ、財政的に大変な状況の中で、補助をするということだけで来年に向けて意欲を持って頑張れるのかなというふうに思うのです。雫石町などでは、新聞報道も見ますと、やはりそれだけではまずいので農家の損失分をペイしなければならないと。しかし、恐らく町独自だけでは個人損失分の支援というものは限界があるというふうに思うのです。私は、ここまである程度県が支援していかないと、高齢の農家の皆さんというのはこの機会に離農するとか、そういう状況になっていくのではないかなというふうに思うのです。その点についての県の考え方を伺います。

それから、特に農機具とかその他の機械などが壊れてしまったという農家について、あるいはこれから資材や肥料を負担しなければならない、出来秋に借金を払うというのが大体農家の中であるわけですから、収入それ自体が物すごく落ち込んで、この秋に、年末にさまざまな機械やその他の資材を払わなければならない、そういう農家に対する支払い猶予とか、あるいは既存債権の凍結とか、減免とか、そういったことも含めて考えていかないと、なかなか自力再建という方向になっていかないのではないかなという、そういう心配があります。その点についても、県としての考えがあればお願いしたいと思います。

○高橋昌造委員長 済みません、昼食時間にかかりますが、引き続き審査を継続したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 よろしいですか。

○東大野農林水産部長 今あった御質問についてですが、園芸作物も含めて共済で手当てされる分、されない分ございます。私どもとしては、再生産に向けて必要な生産資材について支援する必要があるのではないかという観点で検討を進めてございます。

あと、資金手当ての関係であると思いますが、これについても系統金融機関等にも支援要請をしてございますので、そういった支援を通じて再生産を図っていきたいと考えてございます。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、当委員会の委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、委員会調査についてお諮りします。当委員会の9月の県内調査についてありますが、お手元に配付しております平成25年度農林水産委員会調査計画案のとおり実施することとしておりますが、先ほど執行部からも説明がありました今般の大雨・洪水による被害に関して調査地の一部に変更が生ずる可能性がございます。この変更の可能性も含めまして、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 それでは、御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知をいたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。